

9月5日(月)受付開始

2つの給付金の支給が始まります

・臨時福祉給付金

・年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族年金受給者向け)

市では、以下の2つの給付金の支給の受付を開始します。対象と思われる方には9月上旬に申請書など案内文書を送付しますので、内容をよくご確認のうえ申請手続きをお願いします。

臨時福祉給付金

平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

◆支給対象者

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ①基準日(平成28年1月1日)時点で、砂川市に住民登録されている方
- ②平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない方
※ 市民税が課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者などは対象外です。なお、今年実施した年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給した方も受給できます

◆支給額 1人につき **3,000円**

年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族年金受給者向け)

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。

◆支給対象者

臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方

※ 今年実施した年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給した方は対象外です

◆支給額 1人につき **30,000円**

◆申請期間

9月5日(月)～12月30日(金)

◆申請方法

対象と思われる方には9月上旬に申請書など案内文書をお送りします。申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類(本人確認書類の写し・口座確認書類の写し等)を添付し、同封する返信用封筒により郵送または申請受付窓口(市役所中2階 臨時福祉給付金事務局)で手続きしてください。

※ 受付開始当初は窓口が大変混雑することが予想されますので、便利な郵送申請をぜひご利用ください

◆支給の決定・支給方法

申請をいただいた後、内容を審査し、支給(不支給)の決定をします。支給決定の場合は、10月から順次支給予定です。(原則として金融機関への振り込みとなります)

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

- 市や厚生労働省の職員などが給付金を支給するため、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることや手数料の振り込みを求めることは絶対にありません
- 不審な電話や郵便、訪問などがあった場合は、市役所や砂川警察署☎0110または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください



【お問い合わせ】

◆臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)について

…臨時福祉給付金事務局☎2121

◆市民税の課税について…市民税係☎2121